

第 4 号 議 案

定款の一部変更について

刑法等の改正に伴い、定款の一部を変更する。
主な変更点は以下のとおり。

(1) 刑法改正に伴う対応（定款・定款附属書総代選挙規程）

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の成立（令和4年6月）により、「懲役刑」・「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、定款・総代選挙規程において所要の文言変更を行う。

(2) 農業経営に関する規定の変更（定款）

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったため、定款において所要の変更を行う。

(3) 総代選挙における総代候補者等の住所掲示の簡素化（定款附属書総代選挙規程）

総代選挙規程例では、総代選挙に際し、総代候補者の住所・氏名等を掲示することとしている。昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、総代候補者等を特定できる場合には「住所」に代えて「選挙区」の掲示でよいことを明確化するための変更を行う。

附帯決議

第4号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

1. 定款

新旧対照表

変 更 後	現 行
第5章 役職員 (略) (役員の欠格事由) 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～6 (略) 7 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。 (略)	第5章 役職員 (略) (役員の欠格事由) 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～6 (略) 7 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。 (略)
第6章 総会 (略) (総会の決議事項) 第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。 1～16 (略) <u>17 (削除)</u>	第6章 総会 (略) (総会の決議事項) 第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。 1～16 (略) <u>17 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u>

<p>18・19 (略) ②～⑧ (略) (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 1～5 (略) <u>6 (削除)</u></p> <p>7・8 (略) (以下略)</p>	<p>18・19 (略) ②～⑧ (略) (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 1～5 (略) <u>6 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u></p> <p>7・8 (略) (以下略)</p>
---	--

附 則

第1条 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

第2条 ～8条 (略)

第9条 前項の規定にかかわらず、第28条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

2. 定款附属書総代選挙規程

新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1～3 (略) 4 前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (略)</p> <p>(候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推せんを、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ⑤・⑥ (略) (略)</p> <p>(無効投票)</p>	<p>(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1～3 (略) 4 前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (略)</p> <p>(候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推せんを、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ⑤・⑥ (略) (略)</p> <p>(無効投票)</p>

<p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区及び氏名</u>を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所及び氏名</u>を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

附則

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。